

(平成30年9月4日提出)

# 平成30年9月議会定例会議案

新 潟 市



## 平成30年9月議会定例会議案

### 目 次

議案第67号	平成30年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第68号	平成30年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	5
議案第69号	平成30年度新潟市介護保険事業会計補正予算	8
議案第70号	平成30年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	11
議案第71号	新潟市区自治協議会条例の一部改正について	14
議案第72号	新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	17
議案第73号	新潟市都市公園条例及び新潟市体育施設条例の一部改正について	18
議案第74号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	19
議案第75号	市道路線の認定及び廃止について	別冊
議案第76号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	21
議案第77号	財産の処分について	22
議案第78号	契約の締結について	23
議案第79号	契約の締結について	24
議案第80号	契約の締結について	25
議案第81号	契約の締結について	26
議案第82号	未処分利益剰余金の処分について	27
議案第83号	未処分利益剰余金の処分について	28
議案第84号	決算の認定について	29

議案第 67 号

**平成 30 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）**

平成 30 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 260,092 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 382,225,248 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		53,543,000	469,750	54,012,750
	1 地方交付税	53,543,000	469,750	54,012,750
19 国庫支出金		60,220,623	28,250	60,248,873
	2 国庫補助金	12,250,697	9,750	12,260,447
	3 委託金	299,904	18,500	318,404
24 繰越金		430,201	363,292	793,493
	1 繰越金	430,201	363,292	793,493
26 市債		51,702,100	25,600 626,800	51,100,900
	1 市債	51,702,100	25,600 626,800	51,100,900
歳入合計		381,965,156	886,892 626,800	382,225,248

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,572,321	52,400	42,624,721
	1 総務管理費	38,380,487	52,400	38,432,887
3 民生費		115,477,390	68,692	115,546,082
	5 老人福祉費	23,998,099	50,192	24,048,291
	6 国民年金費	45,760	18,500	64,260
8 土木費		49,782,923	96,000	49,878,923
	6 都市排水応急対策費	524,695	21,000	545,695
	7 建築費	2,479,098	75,000	2,554,098
10 教育費		60,112,284	43,000	60,155,284
	1 教育総務費	9,640,842	3,000	9,643,842
	2 小学校費	26,446,188	19,000	26,465,188
	3 中学校費	15,123,810	18,500	15,142,310
	4 高等学校費	1,511,170	1,000	1,512,170
	5 幼稚園費	574,199	1,500	575,699
歳 出 合 計		381,965,156	260,092	382,225,248

## 第2表 地方債補正

### 1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	862,700	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	867,300	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
都市排水応急対策事業費	18,000	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	39,000	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
臨時財政対策費	29,058,000	発行(他の地方公共団体共同発行を含む。)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)		28,431,200	発行(他の地方公共団体共同発行を含む。)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	

議案第 68 号

**平成 30 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）**

平成 30 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 963,756 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,427,644 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	963,756	963,757
	1 繰越金	1	963,756	963,757
歳入合計		72,463,888	963,756	73,427,644

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		75,640	963,756	1,039,396
	1 償還金及び還付加算金	75,640	963,756	1,039,396
歳 出 合 計		72,463,888	963,756	73,427,644

議案第 69 号

**平成 30 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）**

平成 30 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 550, 922 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79, 371, 002 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		11,588,300	18,400	11,606,700
	1 一般会計繰入金	11,425,948	18,400	11,444,348
8 繰越金		1	1,532,522	1,532,523
	1 繰越金	1	1,532,522	1,532,523
歳入合計		77,820,080	1,550,922	79,371,002

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,721,238	18,400	1,739,638
	1 総務管理費	1,095,335	18,400	1,113,735
6 諸支出金			1,532,522	1,532,522
	1 償還金		1,532,522	1,532,522
歳 出 合 計		77,820,080	1,550,922	79,371,002

議案第70号

**平成30年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）**

平成30年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,604,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	199,316	199,317
	1 繰越金	1	199,316	199,317
歳入合計		8,405,306	199,316	8,604,622

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		7,841,313	199,316	8,040,629
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	7,841,313	199,316	8,040,629
歳 出 合 計		8,405,306	199,316	8,604,622



議案第 7 1 号

### 新潟市区自治協議会条例の一部改正について

新潟市区自治協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市区自治協議会条例の一部を改正する条例

新潟市区自治協議会条例（平成 1 8 年新潟市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「その他の課題」を「その他の地域の課題（以下「地域課題」という。）」に改め、「，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 5 2 条の 2 0 第 7 項の規定に基づく区地域協議会として」を削る。

第 2 条第 1 項本文中「3 0 人」の次に「（人口（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 4 条に規定する人口をいう。）が 1 0 万人を超える区にあっては，その超える数 1 万人ごとに 1 人を 3 0 人に加えた人数）」を加え，同項ただし書を削り，同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は，次の各号のいずれかに該当するもののうちから区長が推薦した者を委員として委嘱する。

（1） 区内の地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民又は所在する自治会，町内会その他公共的団体等で構成された地域課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）及び区内の複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織その他の市長が別に定める団体（次号において「地域コミュニティ協議会等」という。）がその構成員のうちから選出する者

（2） 区内の公共的団体等（地域コミュニティ協議会等を除く。）がその構成員のうちから選出する者

（3） 前 2 号に掲げる者のほか，区内（区長が特に認める場合にあっては，市内）に

住所を有する者で、区長が必要と認めたもの

第2条第3項を削る。

第3条第1項中「新たに選任」を「他の委員の任期の途中で新たに委嘱」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、次に掲げる事由に該当することとなったときは、その職を失う。

(1) 前条第2項第1号又は第2号に該当する者として委嘱された者がその選出した団体の構成員でなくなったとき。

(2) 前条第2項第3号に該当する者として委嘱された者が区民（区長が特に認める場合として委嘱された者にあつては、市民）でなくなったとき。

第3条第4項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(区自治協議会の役割)

第6条 区自治協議会は、区民等（区内に住所を有する者及び区内で活動する団体をいう。以下この項において同じ。）と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする。

2 区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

第7条を次のように改める。

(市長等の責務)

第7条 市長は、次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 総合計画及びこれに準ずる計画（区に関するものに限る。）に関する事項

(2) 区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

(3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

2 市長その他の市の機関は、前条第2項及び前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

第10条第2項中「区自治協議会」を「部会」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第2条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市区自治協議会条例の規定の例により行うことができる。

(新潟市食育推進条例の一部改正)

3 新潟市食育推進条例（平成19年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織」を「新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会」に改める。

議案第 7 2 号

### 新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 4 項中「第 2 項」の次に「, 第 7 項」を加え, 同条第 6 項中「介護老人保健施設（）」を「養護老人ホーム, 介護老人保健施設（）」に改め, 同条第 7 項中「できる」を「でき, 第 1 項第 3 号イの主任生活相談員については, サテライト型養護老人ホームにあっては, 常勤換算方法で, 1 以上とする」に改め, 同条第 1 0 項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（新潟市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営の基準に関する条例第 2 3 8 条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第 2 2 6 条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え, 同条第 1 2 項中第 4 号を第 5 号とし, 第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ, 同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員, 事務員その他の従業者

附 則

この条例は, 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 73 号

**新潟市都市公園条例及び新潟市体育施設条例の一部改正について**

新潟市都市公園条例及び新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市都市公園条例及び新潟市体育施設条例の一部を改正する条例**

(新潟市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 新潟市都市公園条例（昭和 32 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（5）アの表備考中「新潟市体育協会」を「公益財団法人新潟市スポーツ協会」に改める。

(新潟市体育施設条例の一部改正)

第 2 条 新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 別表第 2 の適用に関する通則 3 中「新潟市体育協会」を「公益財団法人新潟市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

### 新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日 提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 4 項中「第 6 7 項」を「第 6 9 項」に改め、同項を同表第 7 6 項とし、同表第 7 3 項中「第 6 6 項」を「第 6 8 項」に改め、同項を同表第 7 5 項とし、同表第 5 9 項から第 7 2 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表第 5 8 項中「第 6 1 項」を「第 6 3 項」とし、同項を同表第 6 0 項とし、同表第 5 1 項から第 5 7 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表第 5 0 項中「第 5 2 項」を「第 5 4 項」に、「第 5 4 項」を「第 5 6 項」に改め、同項を同表第 5 2 項とし、同表第 4 6 項から第 4 9 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表第 4 5 項中「第 4 7 項」を「第 4 9 項」に、「第 4 9 項」を「第 5 1 項」に改め、同項を同表第 4 7 項とし、同表第 3 3 項から第 4 4 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表第 3 2 項を同表第 3 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 4 法第 8 5 条第 6 項の規定による仮設興行場 等の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円
--	-----------------------

別表中第 3 1 項を第 3 2 項とし、第 1 3 項から第 3 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 1 2 項中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条第 2 項第 2 号」に改め、同項を同表第 1 3 項とし、同表第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定による建築 物の敷地と道路との関係に関する認定の申請に	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
---	---------------------

対する審査	
-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

**固定資産評価審査委員会委員の選任について**

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市東区中山 7 丁目 3 5 番 1 1 号

瀬賀 弥平



議案第 77 号

**財産の処分について**

次の財産を譲与するものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	所在地	数量
土地	新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢 5277番地	1,796.33平方メートル

議案第 78 号

**契約の締結について**

次のとおり委託契約を締結するものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線整備事業のう ち北陸自動車道跨道 橋の事業の施行に関 する工事委託	993,492,000 円	新潟市中央区天神 1 - 1  東日本高速道路株式会社 新潟支社  支社長 鈴木 啓之

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年9月4日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
新通小学校分離新設 校校舎建設工事	1,289,520,000 円	本間・加賀田・丸運・近藤特定共同企業 体  代表者  新潟市中央区西湊町通3ノ町330 0番地3  株式会社 本間組  取締役社長 本間 達郎  構成員  株式会社 加賀田組 新潟支店  構成員  丸運建設 株式会社  構成員  株式会社 近藤組

議案第 80 号

### 契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
新通小学校分離新設 校屋内体育館建設工 事	397,440,000 円	本間・田中特定共同企業体  代表者  新潟市中央区西湊町通 3ノ町 330  0番地 3  株式会社 本間組  取締役社長 本間 達郎  構成員  株式会社 田中組

議案第 8 1 号

### 契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
日和山住宅移転改築 工事	657,612,000 円	田中・新潟プレハブ・カタプロ特定共同 企業体  代表者  新潟市中央区上大川前通 3 番町 2 5  番地 7  株式会社 田中組  代表取締役 田中 康太郎  構成員  新潟プレハブ工業 株式会社  構成員  株式会社 カタプロ建設

議案第 82 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，平成 29 年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金 3,049,444,976 円のうち 1,554,701,374 円を資本金に組み入れ，残余を繰り越すものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 83 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により，平成 29 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金のうち，2,269,284,986 円を建設改良積立金に積み立て，1,716,370,029 円を資本金に組み入れるものとする。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 84 号

**決算の認定について**

平成 29 年度新潟市下水道事業会計決算，平成 29 年度新潟市水道事業会計決算及び平成 29 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

新潟市長 篠田 昭

決算書及び決算審査意見書は，別冊のとおり。